

# 埼玉県空き家管理事業者登録制度運用規定

## 第1条（目的）

埼玉県内の空き家の所有者又は管理者に、空き家管理サービスを行う不動産事業者の情報を提供し、その事業者選びに資すること。

## 第2条（内容）

制度の目的を理解した空き家管理サービスを行う不動産事業者を公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部（以下「本部」という）が登録（所定の手続きを完了すること）し、登録事業者(本部により本制度の事業者として登録された不動産事業者)のサービス内容、料金等を本部のホームページで公開する。

## 第3条（登録の要件）

公益社団法人全日本不動産協会の会員とし、本部が開催する講習会を受講した不動産事業者であり、埼玉県内が営業エリアであること。法定研修会等を履修していることや会費を完納していること。また本部の定めた規約に抵触していないこと。

## 第4条（遵守事項）

空き家を地域の資源ととらえ、健康で安全な地域の住環境の実現に資するため、下記の事項を遵守すること。

- 一 依頼主が適切な判断と選択ができるよう、常に正確な情報の提供に努めること。
- 二 見積や契約等について誤解を生じないよう正確で分かりやすい書面により適正な業務遂行に努めること。
- 三 依頼主にとってよき相談者となると共に、誠実な対応に努めること。

## 第5条（登録の申込み）

本部が開催する講習を受講し、当制度の目的を理解した事業者は、様式第1号により登録を申し込む。

## 第6条（登録日基準）

原則として登録が申請され本部が受理した日を登録日とする。

## 第7条（情報公開事項）

登録事業者の情報について、本部は登録日以降速やかに登録情報をホームページで公

開するものとする。なお、本部のホームページで公開する事項は下記による。

- 一 事業者名
- 二 代表者名
- 三 住所・電話番号
- 四 事業者のホームページ URL（無い場合はその旨を記載）
- 五 E メールアドレス（無い場合はその旨を記載）
- 六 空き家管理サービスの内容と料金
- 七 オプションの内容と料金
- 八 営業エリア
- 九 組織体制（従業員数、宅地建物取引士数）
- 十 講習受講履歴年月
- 十一 登録年月
- 十二 自社 PR 等
- 十三 遺品整理対応可
- 十四 生前整理対応可

#### 第 8 条（登録の拒否）

主務官庁からその営業について行政処分を受けている事業者については本制度に登録できない。事実を偽って登録し、その事実が発覚した場合は催告なしに登録を取り消す。

#### 第 9 条（登録の内容の変更）

登録内容に変更があった場合、登録事業者は様式第 2 号により登録内容を変更申請する。

#### 第 10 条（登録事業者による登録の辞退）

登録事業者の都合による登録の辞退は所定の様式第 2 号により申請する。

#### 第 11 条（登録の抹消）

以下の事項に該当した場合は催告なしにその登録を抹消する。

- 一 本部会員でなくなったとき。
- 二 第三者により、財産の差押え処分または保全処分を受け、または競売・破産・会社更生・人事再生その他清算手続きの申し立てを受け、また、自ら破産・会社更生・民事再生・人事再生その他の清算手続きの申し立てをしたとき。
- 三 代表者を、青年被後見人・被補佐人あるいは被補助人とする申し立てがなされたとき、もしくは不慮の事故・死亡等により登録基準や遵守事項に適合・遂行できなくなったと本部が判断したとき。

- 四 代表者が懲役または禁固の刑の処分を受けたとき。
- 五 主務官庁からその営業について取り消し等の処分を受けたとき。
- 六 登録申請の内容が虚偽であることが判明したとき。
- 七 本登録制度の意義を著しく毀損し、他の登録事業者への損害を及ぼすと本部が判断したとき。
- 八 法定研修会等を履修していないとき。
- 九 会費を完納していないとき。
- 十 定款等規約に抵触するとき。

#### 第12条（講習会）

本部が開催する講習会に登録事業者は可能な限り参加し、技術と知識の研鑽に努めるものとする。

#### 第13条（標準契約書）

原則として本部が作成した「標準契約書」を使用することとする。

#### 第14条（登録制度の利用）

- 一 本登録制度は情報公開を目的としたものであり、登録事業者の信頼性を担保したものではないため、そのような誤解を与える広告や営業表現等を行ってはならない。
- 二 本登録制度により地位・権利を第三者に譲渡・転貸若しくは担保化してはならない。
- 三 登録制度事業者であることを表記する場合は本制度のホームページアドレス又は検索キーワードを並列して記載することとする。

#### 第15条（報告）

本部は登録事業者に対して、空き家管理サービスの実施状況について報告を求めることができる。

#### 第16条（その他）

本運用規定の改廃は、理事会の決議によるものとする。

#### 附則

この規定は、平成30年4月1日から適用する。

一部改正 平成31年2月28日 理事会決議